

## 適格消費者団体設立支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、消費者被害の未然防止又は拡大防止を図るため、消費者契約法(平成12年5月12日法律第61号)第2条第4項に規定する適格消費者団体としての認定を受けることを目指す民間団体に対し、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領(平成31年3月28日付け消教地第151号消費者庁長官通知)及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領(平成21年2月3日付け府国生第54号内閣府国民生活局長通知)に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2 補助の対象となる民間団体(以下「団体」という。)は、長野県内に事務所を有する団体とし、次の各号の条件を全て満たすものとする。

- (1) 適格消費者団体としての認定を受けることを目標にしていること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 組織・運営体制が明確であり、適格消費者団体の認定を受けるために継続的な活動を行う見込みがあること。
- (4) その行う活動が次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
  - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団又は暴力団員の統制の下にないこと。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、第1の趣旨に即し、適格消費者団体としての認定を受けるために必要な事業で、別表1に掲げる事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象としない。
  - (1) 国、県又は市町村の支出する他の補助金等の交付を受ける事業

- (2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受ける事業
  - (3) 団体の組織運営等に係る経常的事業及び設備投資・財産取得に係る事業
  - (4) 団体の構成員のみを対象にした事業
  - (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求する事業
  - (6) 宗教的活動に関する事業
  - (7) 政治的活動に関する事業
  - (8) 公序良俗に反する事業
- (補助対象経費及び補助金額)

第4 補助金の額は、補助事業に要する別表2のア欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額の10分の10の額から同表のイ欄に掲げる収入の額を控除した額（1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）以下とし、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(補助金交付の条件等)

第5 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助対象事業の内容又は補助対象経費の総額若しくは補助対象経費の配分の変更（いずれも20パーセント以内の変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に申請し、その承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が発生した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を長野県に納入させることがあること。

(交付申請書等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、適格消費者団体設立支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業実施に係る収支予算書（様式第3号）

3 前項第1号に規定する書類は補助対象事業ごとに作成し、同項第2号に規定する書類は、同項第1号の補助対象事業を包括した内容で作成すること。

(変更承認の申請等)

第7 第5の第1号又は第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助対象事業の内容又は補助対象経費の総額若しくは補助対象経費の配分の変更

適格消費者団体設立支援事業計画変更承認申請書（様式第4号）

(2) 補助事業の中止又は廃止

適格消費者団体設立支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

（交付申請の取下げ）

第8 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、適格消費者団体設立支援事業補助金交付申請取下書（様式第6号）を、当該補助金の交付決定の通知を受理した日から10日以内に知事に提出して行うものとする。

（実績報告書等）

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、適格消費者団体設立支援事業実績報告書（様式第7号）によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績報告書（様式第8号）

(2) 事業実施に係る収支精算書（様式第9号）

(3) 事業実施に当たり使用した各種資料

3 前項第1号に規定する書類は補助対象事業ごとに作成し、同項第2号に規定する書類は、同項第1号の補助対象事業を包括した内容で作成すること。

4 第1項及び第2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日若しくは中止（廃止）の承認を得た日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金交付の請求）

第10 団体が補助金の交付を請求しようとするときは、適格消費者団体設立支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を知事に提出するものとする。

2 団体が必要に応じ補助金の概算払を受けようとするときは、適格消費者団体設立支援事業補助金概算払請求書（様式第11号）を知事に提出するものとする。

（補助金の返還）

第11 団体が次の各号に掲げる事項に該当することが判明したときは、補助金の全部又は一部を返還するものとする。

(1) 偽り又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 補助金を対象事業以外に、又は対象経費以外に使用したとき。（自己資金を除く事業に係る総収入額（補助金の交付決定額を含む。）が総事業費を上回った場合を含むものとする。）

(3) 補助事業を中止し、縮小し、又は期間内に完了できなかったとき。

2 前項各号に該当する場合の補助金の返還方法については、別に定める。

（書類の保管等）

第12 補助対象事業に要する経費については、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にし、関係書類とともに補助対象事業を完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(消費税等の取扱い)

第 13 消費税等の取扱いは、次の各号に掲げる区分に従うものとする。

- (1) 消費税申告業者が補助金申請をする場合であって、補助対象事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかなきときは、これを減額して申請する。
- (2) 申請時に明らかでなく、その後補助対象事業の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、実績報告時にこの額を減少して報告する。
- (3) 実績報告時に明らかでなく、消費税申告時に補助対象事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、適格消費者団体設立支援事業消費税等確定報告書(様式第 12 号)により速やかに知事に報告し、この額に補助率を乗じて得た額を返還する。

(補則)

第 14 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 5 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

<p>補助対象事業</p> <p>適格消費者団体としての認定を受けることを目的とした事業であって、次の 1 又は 2 のいずれかに該当するもの</p> <p>1 適格消費者団体としての認定を受けようとする団体が、既存の消費者団体や適格消費者団体と情報交換を行うための事業</p> <p>2 適格消費者団体としての認定を受けようとする団体が行う、認定を受けるために必要となる以下の各号の取組</p> <p>(1) 消費者被害 110 番や無料相談会などの情報収集活動</p> <p>(2) 適格消費者団体の設立や消費者問題に関するシンポジウムやセミナー等の開催</p> <p>(3) 事業者の不当行為への是正申入れの検討</p> <p>(4) 団体の会員や寄附金の増加を図るための普及啓発活動</p> <p>(5) 適格消費者団体としての業務に必要な事務機器及び執務参考資料の整備</p> <p>(6) 適格認定に係る消費者庁への事前相談及び認定申請</p> <p>(7) その他、消費者団体訴訟制度の担い手育成に必要な活動</p>
---

別表 2 (第 4 条関係)

<p>ア 補助対象経費</p> <p>補助対象事業を実施するために必要な以下の経費</p> <p>なお、団体の組織運営等に係る経常的な経費及び設備投資、財産取得に係る経費は対象外であること。</p> <p>(ア) 人件費</p> <p>当該補助事業実施のために雇用する職員等に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金、社会保険料等</li> </ul> <p>(イ) 事務費</p> <p>当該補助事業実施に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報償費 (講師謝金)</li> <li>・ 旅費</li> <li>・ 需用費 (消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費)</li> <li>・ 食糧費 (講師弁当代、会議等茶代)</li> <li>・ 役務費 (通信運搬費、広告料、手数料)</li> <li>・ 委託料 (事業を行うために、事業の一部を第三者に委託する経費)</li> <li>・ 使用料及び賃借料 (有料道路通行料、会場借上料、タクシー借上料、リース代)</li> <li>・ 備品購入費 (別表 1 の 2 (5) に関連するものに限る)</li> </ul> <p>等</p>
<p>イ 控除する収入</p> <p>補助対象事業を実施するための次の収入</p> <p>分担金、負担金、寄付金、事業収入、その他事業実施に係る収入</p>